

臨床研修管理委員会要綱

（目的）

第 1 臨床研修管理委員会（以下「委員会」という。）は、卒後臨床研修及び専門研修（以下「研修」という。）の効率的な運営及び関係機関との相互連絡調整を図ることを目的とする。

（所掌事項）

第 2 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- （1）研修指定の条件整備及び質の向上に関すること。
- （2）研修プログラムの作成、研修プログラム相互間の調整に関すること。
- （3）研修医・専攻医・後期研修医の指導、管理に関すること。
- （4）研修医・専攻医・後期研修医の採用・中断・修了の際の評価等に関すること。

（構成）

第 3 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- （1）病院長
 - （2）プログラム責任者
 - （3）指導医
 - （4）事務局長
 - （5）総看護師長
 - （6）事務局職員
 - （7）協力型臨床研修病院及び臨床研修協力施設の研修実施責任者
 - （8）外部委員
 - （9）外部委員（医師以外）
 - （10）臨床研修医代表者（各年次 1 名）
- 2 前項に掲げる委員会の構成員は病院長がこれを任命し、その中から委員長 1 名、副委員長 1～2 名を選任する。
- 3 前第 1 項及び第 2 項の他に、臨床研修および専門研修・後期研修に係る実務的な諸問題等を検討するため、病院内に初期・後期臨床研修管理小委員会、専門研修管理小委員会、専門研修小委員会を設置する。小委員会の開催は月 1 回程度とし、その都度、必要な診療科の医師や他職種職員を招集することができるものとする。

（委員長及び副委員長）

第 4 委員長は会務を総括し、議長として委員会を主催する。

- 2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

（委員会の開催）

第 5 委員会の開催は随時とし委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数で議事を開き、議決できる。

3 委員は事前に通知のあった事項については、書面の提出をもって議決権を行使することができる。ただし、代理人は、委任状あるいは同意書等代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。

4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させその意見を聞くことができる。

5 委員長が必要と認めるときは、研修医の代表を出席させその意見を聞くことができる。
(議決)

第6 委員会の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員の任期)

第7 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(庶務)

第8 委員会の庶務は事務局において処理する。

附 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

この要綱は、平成21年6月22日から施行する。

この要綱は、平成25年9月1日から施行する。

この要綱は、平成25年11月11日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

臨床研修管理小委員会要綱

（設置）

第1 臨床研修管理委員会の下部委員会として臨床研修小委員会（以下「委員会」という。）を岩手県立胆沢病院に置く。

（目的）

第2 本委員会は臨床研修管理委員会の下部委員会として臨床研修に係る実務的な諸問題等を検討する。

（構成）

第3 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- （1）病院長
- （2）プログラム責任者
- （3）指導医
- （4）事務局長
- （5）総看護師長及び看護科職員
- （6）事務局職員

2 前項に掲げる委員会の構成員は病院長がこれを指名し、その中から委員長1名、副委員長1名を選任する。

（委員長及び副委員長）

第4 委員長は会務を総括し、議長として委員会を主催する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

（委員会の開催）

第5 委員会の開催は原則、毎月第3水曜日とし委員長が招集する。

2 委員長が必要と認めるときは、議題に応じて必要メンバーを随時招集することができる。

3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させその意見を聞くことができる。

4 委員長が必要と認めるときは、研修医の代表を出席させその意見を聞くことができる。

（委員の任期）

第6 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

（庶務）

第7 委員会の庶務は事務局において処理する。

附 則

この要綱は、平成25年11月11日から施行する。

「岩手県立胆沢病院卒後臨床研修プログラム」のプログラム責任者及び 副プログラム責任者に関する規程

（趣旨）

第1条 この規程は、「岩手県立胆沢病院卒後臨床研修プログラム」（以下「臨床研修プログラム」という。）のプログラム責任者及び副プログラム責任者の任命にあたり、必要な事項を定めるものとする。

（プログラム責任者）

第2条 臨床研修プログラムのプログラム責任者は、岩手県立胆沢病院の常勤医師であって、指導医及び研修医に対する指導を行うために必要な経験及び能力を有しているものでなければならない。

2 前項のプログラム責任者について、各診療科指導責任者、指導医と兼務することは、差し支えないものとする。

3 第1項における「研修医に対する指導を行うために必要な経験及び能力を有しているもの」とは、原則として下記の4号に該当するものとする。但し、第1号における臨床経験とは臨床研修を行った期間を含めて差し支えないものとする。

(1) 7年以上の臨床経験を有するものであって、プライマリ・ケアを中心とした指導を行うことの出来る経験及び能力を有しているものであること。

(2) プライマリ・ケアの指導方法等に関する講習会を受講していること。

(3) 臨床研修指導医講習会を受講していること。

(4) 臨床研修プログラム責任者講習会を受講していること。

4 第1項に掲げるプログラム責任者は、次に掲げる事項等臨床研修プログラムの企画立案及び実施の管理並びに研修医に対する助言、指導その他の援助を行うこと。

(1) 臨床研修プログラムの原案を作成すること。

(2) 定期的に、更に必要に応じて随時研修医ごとに臨床研修の目標の達成状況を把握・評価し、臨床研修プログラムにあらかじめ定められた研修期間終了の時までに、修了基準に不足している部分についての研修が行えるよう指導医に情報提供するなど、全ての研修医が臨床研修の目標を達成できるよう、全研修期間を通じて研修医の指導を行うとともに、臨床研修プログラムの調整を行うこと。

(3) 研修医の臨床研修の休止に当たり、研修休止の理由の正当性を判定すること。

(4) 臨床研修プログラムのあらかじめ定められた研修期間の修了の際に、臨床研修管理委員会に対して、研修医ごとに臨床研修の目標の達成状況を報告すること。

（副プログラム責任者）

第3条 臨床研修プログラムの副プログラム責任者は、岩手県立胆沢病院の常勤医であって、指導医及び研修医に対する指導を行うために必要な経験及び能力を有しているものでなければならない。

- 2 前項の副プログラム責任者は、各診療科指導責任者、指導医と兼務することは差し支えないものとする。
- 3 第1項の副プログラム責任者に着いて必要な事項は、第2条第3項の規定を準用する。
- 4 副プログラム責任者はプログラム責任者の業務を補佐し、プログラム責任者が不在の際にはその代行業務を行うこと。

（任命）

第4条 第2条及び第3条に掲げるプログラム責任者及び副プログラム責任者は、岩手県立胆沢病院長からの辞令書に基づいて任命されるものとする。

（任期）

第5条 第2条及び第3条に掲げるプログラム責任者及び副プログラム責任者の任期は1年度とし、再任を妨げない。

附 則

この規程は、平成30年4月2日から施行する。

「岩手県立胆沢病院卒後臨床研修プログラム」の指導医、上級医及び 各科指導責任者に関する規程

（趣旨）

第1条 この規程は、「岩手県立胆沢病院卒後臨床研修プログラム」（以下「臨床研修プログラム」という。）の指導医の任命および上級医、各科指導責任者について、必要な事項を定めるものとする。

（指導医）

第2条 臨床研修プログラムの指導医は、岩手県立胆沢病院又は協力型臨床研修病院及び臨床研修協力施設の常勤医師であって、研修医に対する指導を行うために必要な経験及び能力を有しているものとする。

2 第1項における「研修医に対する指導を行うために必要な経験及び能力を有しているもの」とは、原則として下記の3号に該当するものとする。但し、第1号における臨床経験とは臨床研修を行った期間を含めて差し支えないものとする。

(1) 7年以上の臨床経験を有するものであって、プライマリ・ケアを中心とした指導を行うことの出来る経験及び能力を有しているものであること。

(2) プライマリ・ケアの指導方法等に関する講習会を受講していることが望ましいこと。

(3) 指導医は、臨床研修指導医講習会を受講していること。

3 指導医は、研修医ごとに臨床研修の目標の達成状況を把握し、上級医と協力して研修医に対する指導を行うものとする。

（上級医）

第3条 臨床研修プログラムの上級医は、岩手県立胆沢病院又は協力型臨床研修病院及び臨床研修協力施設の医師であって、研修医に対する指導を行うために必要な経験及び能力を有しているものであって、指導医の要件を満たしていない医師とする。

2 第1項における「研修医に対する指導を行うために必要な経験及び能力を有しているもの」とは、原則として、2年以上の臨床経験を有するものであって、プライマリ・ケアを中心とした指導を行うことのできる経験及び能力を有しているものであること。この場合において、臨床経験とは臨床研修を行った期間を含めて差し支えないものとする。

3 上級医は、研修医ごとに臨床研修の目標の達成状況を把握し、指導医と協力して研修医に対する指導を行うものとする。

（各診療科指導責任者）

第4条 臨床研修プログラムの各診療科指導責任者は、岩手県立胆沢病院の医師であって、研修医に対する指導を行うために必要な経験及び能力を有しているものであって、各分野における研修医指導の責任者となる医師である。

2 前項における各診療科指導責任者は、原則として指導医であることが望ましい。

3 各診療科指導責任者は、プログラム責任者と協議の上、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1)担当する分野における臨床研修目標と臨床研修プログラムを作成すること。
- (2)研修医ごとに臨床研修の目標を達成するための研修内容を考え、研修期間中にはその達成状況を経時的に把握し、他の指導医・上級医と協力しながら研修医に対する指導を行うこと。
- (3)研修医と十分な意思疎通を図り、研修期間中に身体的・精神的・経済的なストレスが発生していないか常に気を配ること。
- (4)各分野における評価について他の指導医・上級医、指導者、メディカルスタッフなどからの情報を集約し、各職員による評価を把握した上で、担当する分野の研修修了後に最終評価を行うこと。

(任命)

第5条 第2条に掲げる指導医は、岩手県立胆沢病院長からの任命書に基づいて任命されるものとする。

(任期)

第6条 第2条に掲げる指導医の任期は1年度とし、再任を妨げない。

(他施設における各職の取扱い)

第7条 協力型臨床研修病院及び臨床研修協力施設における研修実施責任者や指導者については、各診療科指導責任者又は指導医と同様の役割を担うものとする。

附 則

この規程は、平成30年4月2日から施行する。

「岩手県立胆沢病院卒後臨床研修プログラム」の指導者に関する規程

（趣旨）

第1条 この規程は、「岩手県立胆沢病院卒後臨床研修プログラム」（以下「臨床研修プログラム」という。）の指導者の任命にあたり、必要な事項を定めるものとする。

（指導者）

第2条 臨床研修プログラムの指導者は、岩手県立胆沢病院又は協力型臨床研修病院及び臨床研修協力施設の常勤職員であって、研修医に対する指導を行うために必要な経験及び能力を有しているものとする。

2 前項における指導者の職種は、看護師、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師、栄養管理士、リハビリテーション技師、医療社会事業士、事務職員などからなるものとする。

3 第1項における指導者は、各部門における指導的な立場にあるものとする。

4 指導者は、次世代を担う研修医の育成のため、職種を超えて協力し、研修医に対する指導を行わなければならない。

5 前項における指導に当たっては、担当する分野における研修医ごとの臨床研修目標の達成状況を把握し、担当する分野における研修医の評価を行うものとする。

6 前項における研修医の評価に当たっては、研修医と共に業務を行ったその他の職員と十分情報を共有し、各職員による評価を把握した上で、責任を持って評価を行わなければならない。

7 指導者は、研修医と十分な意思疎通を図り、実際の状況に乖離が生じないように努めなければならない。

8 指導者は所定の様式で評価した結果を記録し、プログラム責任者に提出するものとする。

（任命）

第3条 指導者は、岩手県立胆沢病院長からの任命書に基づいて任命されるものとする。

（任期）

第4条 第2条に掲げる指導者の任期は1年度とし、再任を妨げない。

附 則

この規程は、平成30年4月2日から施行する。

臨床研修医師取扱要領

(趣 旨)

第1 この要領は、病院における医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2に規定する臨床研修を行う医師（以下「研修医」という。）の任用、給与その他の身分取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(身 分)

第2 研修医の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する臨時の嘱託員とする。

(任用手続)

第3 研修医の任用は、病院長がその都度医療局長の承認を得て定める臨床研修医師募集要綱に基づいて公募するものとし、その任用手続は、臨時又は非常勤の医師たる嘱託員取扱要領（昭和49年5月20日付医職第568号）第2の規定の例による。

(研修医の期間)

第4 研修医としての身分を有する期間は原則2年以内とする。

2 研修医の中し出により、病院長が期間の中断等について承認することが適当と認める場合にあっては、前項の規定にかかわらず期間を延長することができる。

(給 与)

第5 研修医の給与は、賃金、宿日直手当、特殊勤務手当（特殊診療手当の救急医療業務従事額及び時間外手術等業務従事額並びに診療応援手当に限る。以下同じ。）、超過勤務手当及び休日給とし、支給額及び支給方法は、次のとおりとする。

- (1) 賃金は月額とし、医療局長が別に定める額とする。
- (2) 研修医が定められた勤務日又は勤務時間を勤務しないときは、勤務しなかった日又は時間に対応する給与を日割又は時間割計算によって減額して支給する。
- (3) 宿日直手当の額は医療局長が別に定める額とし、支給方法は正規職員の例による。
- (4) 特殊勤務手当の額及び支給方法は正規職員の例による。
- (5) 超過勤務手当及び休日給の額及び支給方法は医療局長が別に定める。
- (6) 研修医の給与の支給日は、正規職員の例による。

(診療応援)

第6 1年次の研修医については、診療応援（献血事業の間診医含む）を行わせないものとする。

(勤務時間及び週休日)

第7 研修医の正規の勤務時間は、1日について7時間45分、1週間について38時間45分とする。

2 H曜日及び土曜日は週休日とする。

(旅 費)

第8 研修医が公務のため出張を命じられた場合には、当該職員に対し、医療局企業職員等旅費規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第11号）及び医療局企業職員日額旅費規程（昭和38年岩手県医療局管理

規程第 14 号) の定めるところにより旅費を支給する。

2 研修医の任用に係る旅費については、採用時の住居又は居所から勤務公署までの運賃及び車賃を支給し、現地経費及び宿泊料は支給しないこと。

(年次休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間)

第 9 研修医には、時間制職員取扱要領(昭和 59 年 9 月 27 日付医職第 685 号) 第 9 の規定に準じ、年次休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間を与える。

(被服貸与)

第 10 研修医には、医療局企業職員被服貸与規程(昭和 35 年医療局管理規程第 16 号) の定めるところにより被服を貸与する。

(公舎の貸与)

第 11 研修医には、病院長が必要と認めるときには、医療局の公舎の管理及び使用に関する規程(昭和 35 年岩手県医療局管理規程第 19 号) の定めるところにより公舎を貸与することができる。

(服 務)

第 12 研修医の服務については、臨時職員就業規則(昭和 39 年岩手県医療局管理規程第 14 号) の適用を受ける職員の例による。

(分限及び懲戒)

第 13 研修医の分限及び懲戒については、正規職員の例による。

(厚 生)

第 14 研修医の厚生については、臨時職員就業規則の適用を受ける職員の例による。

(業務上の災害補償)

第 15 研修医の業務上の災害については、臨時職員就業規則の適用を受ける職員の例による。

(補 則)

第 16 前各号に定めるもののほか、研修医の取扱について、必要な事項は、その都度医療局長が定めるものとする。

附 則

この要領は、昭和 52 年 4 月 1 日以降に任用する研修医について適用する。

附 則

この要領は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 17 年 8 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 29 年 1 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 30 年 10 月 1 日から適用する。

臨床研修医の協力型臨床研修病院又は研修協力施設に係る取扱基準

(趣旨)

第1 この基準は、病院における医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2に規定する臨床研修を行う医師（以下「研修医」という。）が、協力型臨床研修病院又は研修協力施設（以下「協力病院等」という。）で研修を行う場合の任用、給与その他の身分の取扱に関し必要な事項を定めるものとする。

(身分)

第2 研修医の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する臨時の嘱託員とするが、基幹型臨床研修病院（以下「基幹型病院」という。）及び協力病院等の身分を併せ持つ研修医とする。

(任用手続)

第3 協力型臨床研修病院である県立病院（以下「協力型県立病院」という。）での研修医の任用手続は、臨時又は非常勤の医師たる嘱託員取扱要領（昭和49年5月20日付医職第568号）第2の規定の例による。

(研修医の期間)

第4 第2に規定する研修医としての身分を有する期間は、基幹型病院と協力病院等との協議により決定する。

(給与)

第5 研修医の給与の支給額及び支給方法は次のとおりとする。

(1) 賃金は月額とし、下記に定める額とする。

① 県立病院の研修医が協力病院等（県立病院含む）で研修する場合

基幹型病院である県立病院（以下「基幹型県立病院」という。）が、正規職員の例により支給する。

月額

病 院 名	1 年次	2 年次
中央	330,000 円	380,000 円
胆沢、磐井、中部、二戸	345,000 円	395,000 円
大船渡、釜石、宮古、久慈	360,000 円	410,000 円

② 東北大学病院の研修医の場合

協力型県立病院が、正規職員の例により支給する。

月額

病 院 名	1 年次	2 年次
胆沢、磐井、中部、南光	295,000 円	345,000 円
大船渡、宮古、遠野、高山	310,000 円	360,000 円

③ 岩手医科大学附属病院（以下「岩手医大病院」という。）の研修医の場合

ア 研修期間が２ヶ月以内の場合

岩手医大病院が基本賃金 25 万円を支給するものであるが、協力型県立病院がさらに「地域加算給」を正規職員の例により支給する。

月額（加算給）

病 院 名	地域加算給	
	1 年次	2 年次
中央	30,000 円	80,000 円
胆沢、磐井、中部、南光、江刺、二戸、一戸、沼宮内、東和	45,000 円	95,000 円
大船渡、釜石、宮古、遠野、高田、久慈、千厩、大槌、軽米	60,000 円	110,000 円

イ 研修期間が２ヶ月を超える場合

協力型県立病院が、正規職員の例により支給する。

月額

病 院 名	1 年次	2 年次
中央	280,000 円	330,000 円
胆沢、磐井、中部、二戸	295,000 円	345,000 円
大船渡、釜石、宮古、久慈	310,000 円	360,000 円

- (2) 研修医（岩手医大病院の研修医のうち研修期間が２ヶ月以内の者（以下「短期岩手医大研修医」という。）を除く。）が、年次休暇、病気休暇及び有給の特別休暇以外で定められた勤務日又は勤務時間を勤務しないときは、賃金を支給すべき県立病院が、勤務しなかった日又は時間に対応する給与を日割り又は時間割計算によって減額して支給する。

- (3) 研修医が協力型県立病院で研修する場合の宿日直手当の額は、「臨床研修医師取扱要領（以下「取扱要領」という。）」に定める額とし、支給方法は県立病院の正規職員の例により協力型県立病院が支給する。

なお、県立病院以外で研修する場合は、協力病院等の規程により協力病院等が支給する。

- (4) 研修医が協力型県立病院で研修する場合の特殊勤務手当（特殊診療手当の救急医療業務従事額及び時間外手術等業務従事額並びに診療応援手当に限る。）の額は取扱要領に定める額とし、支給方法は正規職員の例により協力型県立病院が支給する。

なお、２年次の研修医が県立病院以外の協力病院等で研修する場合の特殊勤務手当は、協力病院等の規程により協力病院等が支給する。

- (5) 研修医が協力型県立病院で研修する場合の超過勤務手当及び休日給の額及び支給方法は、医師を除く正規職員の例により協力型県立病院が支給する（短期岩手医大研修医は、当該病院が支給する基本賃金に「地域加算給」を加えた額により計算する。）。

なお、県立病院以外で研修する場合は、協力病院等の規程により協力病院等が支給する。

- (6) ２年次の研修医が、協力型県立病院等で診療の応援及び当直応援を行う場合は、診療応援手当、宿日直手当及び超過勤務手当又は休日給を支給できるものとし、支給方法は正規職員の例により協力型県立病院等が支給する。

なお、２年次の研修医が協力型県立病院の指導医とともに診療応援した場合も同様とする。

(診療応援)

第6 1年次の研修医については、診療応援(献血事業の問診医含む)を行わせないものとする。

(勤務時間及び週休日)

第7 協力型県立病院で研修する研修医の正規の勤務時間は、1日について7時間45分、1週間について38時間45分とする。

なお、県立病院以外で研修する場合は、協力病院等の規程による。

(旅 費)

第8 派遣に係る旅費は、基幹型県立病院の研修医については、病院間の移動に係る交通費を当該病院が支給することとするが、現地経費及び宿泊料は支給しない。

なお、東北大学病院及び岩手医大病院の研修医については支給しない。

2 研修医が研修期間中に協力型県立病院の公務のため出張を命じられた場合は、当該職員に対し、医療局企業職員等旅費規程(昭和35年岩手県医療局管理規程第11号)及び医療局企業職員日額旅費規程(昭和38年岩手県医療局管理規程第14号)の定めるところにより、協力型県立病院が運賃及び車賃を支給するが、現地経費は支給しない。

なお、研修期間中に県立病院以外の協力病院等の用務に係る旅費については、協力病院等が支給する。

3 研修医は、協力病院等の公舎に滞在することを原則とする。

ただし、研修医が協力病院等の公舎に入居できない等止むを得ない事情があると認められる場合に限り、基幹型病院からの通勤を認めるものとするが、支給は基幹型病院とし現地経費及び宿泊料は支給しない。(単に個人の希望による通勤は認めない。)

(年次休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間)

第9 研修医は、時間制職員取扱要領(昭和59年9月27日付医職第685号)第9の規定に準じ、年次休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間を与えるものとするが、基幹型県立病院の研修医は当該病院から通算するものとする。

なお、岩手医大病院の研修医については、当該大学の規程による。

(被服貸与)

第10 協力型県立病院で研修する研修医については、医療局企業職員被服貸与規程(昭和35年岩手県医療局管理規程第16号)の定めるところにより被服を貸与する。

なお、県立病院以外で研修する場合は、協力病院等の規程による。

(公舎の貸与、公舎料及び公舎の光熱水費)

第11 県立病院で研修する研修医については、病院長が必要と認めるときは、医療局の公舎の管理及び使用に関する規程(昭和35年岩手県医療局管理規程第19号)の定めるところにより公舎を貸与することができる。

2 協力型県立病院で研修する研修医については、公舎料及び公舎の光熱水費は無償とする。

なお、県立病院以外で研修する場合の公舎の貸与等については、協力病院等の規程による。

(服 務)

第 12 県立病院で研修する研修医の服務については、臨時職員就業規則（昭和 39 年岩手県医療局管理規程第 14 号）の適用を受ける職員の例による。

なお、県立病院以外で研修する場合の服務については、協力病院等の規程による。

(健康保険及び厚生年金等)

第 13 研修医の健康保険・厚生年金及び雇用保険は、基幹型県立病院及び短期岩手医大研修医については、当該病院において継続して加入する。

なお、東北大学病院の研修医及び岩手医大病院の研修医（短期岩手医大研修医を除く。）については、協力型県立病院において加入する。

(災害補償等)

第 14 研修医の業務上・通勤途上の負傷、疾病、死亡の補償は、県立病院が補償する。

ただし、短期岩手医大研修医の場合は、当該大学が補償する。

(損害賠償)

第 15 県立病院で研修する研修医については、県立病院が加入する病院賠償責任保険を適用する。

なお、県立病院以外で研修する研修医には、協力病院等が加入する病院賠償責任保険が適用される。

(定期健康診断)

第 16 基幹型県立病院の研修医の定期健康診断については、当該病院で実施し、東北大学病院の研修医については協力型県立病院で実施する。

なお、岩手医大病院の研修医については、当該大学で実施する。

(学会参加旅費及び参加費)

第 17 研修医（短期岩手医大研修医を除く。）に対する学会参加旅費及び参加費については、県立病院の臨時医師に準ずる（学会参加料含む。）ものとし、基幹型県立病院の研修医については当該病院から通算し認める範囲内とする。

勤続期間 6 ヶ月以上 7 万円

勤続期間 3 ヶ月以上 6 ヶ月未満 5 万円

(派遣の取扱)

第 18 基幹型県立病院の研修医を県立病院以外の協力病院等に派遣する場合は、基幹型県立病院長と協力病院等の長との間で派遣契約を締結する。

なお、岩手医大病院の研修医については、医療局長と岩手医大病院長との間で出向契約を締結する。

ただし、東北大学病院の研修医については、派遣契約は締結しないこととする。

(補則)

第 19 前各号に定めるもののほか、研修医の取扱について、必要な事項は、その都度医療局長が定めるものとする。

附則

この基準は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この基準は、平成 17 年 8 月 1 日から施行する。

附則

この基準は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この基準は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

附則

この基準は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この基準は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。

附則

この基準は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

附則

この基準は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この基準は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

＜辞令書＞

辭令書

平成 年 月 日

(職)	(氏名)
(任命事項)	
岩手県立胆沢病院 を命ずる なお に任命された者は、 臨床研修医の育成に関わり、別紙のとおり評価を行う	
任命期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
岩手県立胆沢病院長	

<任命書>

任 命 書

平成 年 月 日

(職)	(氏名)
(任命事項)	
岩手県立胆沢病院 を命ずる なお に任命された者は、 臨床研修医の育成に関わり、別紙のとおり評価を行う	
任命期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
岩手県立胆沢病院長	

臨 床 研 修 中 断 証

ふりがな 研修医の氏名		生年月日	昭和 平成 年 月 日
医籍登録番号	第 号	登録年月日	平成 年 月 日
中断した臨床研修に係る 研修プログラムの名称			
臨床研修を行 った病院又は 施設の名称	臨床研修病院	所在する都道府県	
	臨床研修協力 施設		
研修開始年月日	年 月 日	研修中断年月日 (休止期間)	年 月 日 (日)
※臨床研修を中断した理由：			
※臨床研修を中断した時までの臨床研修の内容：			
※中断した時までの研修内容における当該研修医の評価：			

※については、適宜、研修内容やその評価が分かるような資料（臨床研修指導医（指導医）による研修医の評価表など）を添付すること。

上の者は、研修プログラムのうち中断時までの内容について履修したことを証明する。

平成 年 月 日

岩手県立胆沢病院 院 長 ○○ ○○ 印

岩手県立胆沢病院研修管理委員会委員長 ○○ ○○ 印

臨床研修修了証

ふ り が な 研修医の氏名											
生年月日	昭和 平成	年	月	日							
医籍登録番号 及び登録年月日	第 平成	年	月	日	号						
修了した臨床研修に係る研修プログラムの番号及び名称	プログラム番号						研修プログラムの名称				
							※研修中断により複数のプログラムを履修した場合は、修了認定を行ったプログラムを記入				
研修開始年月日 及び研修修了年月日	平成 平成	年	月	日	開始	年	月	日	修了		
臨床研修を行った臨床研修病院の病院施設番号及び名称	病院施設番号						基幹型臨床研修病院の名称				
							※研修中断により複数のプログラムを履修した場合は、修了認定を行った病院を記入				
	協力型臨床研修病院の名称										
臨床研修協力施設で研修を行った場合にはその名称											

※研修中断により複数のプログラムを履修した場合には、修了認定を行った以外のプログラム及び当該プログラムを履修した病院の名称について、別紙に記載すること。

上の者は、〇〇プログラムの課程を修了したことを認定する。

平成 年 月 日

岩手県立胆沢病院 院長 〇〇 〇〇 印

岩手県立胆沢病院研修管理委員会委員長 〇〇 〇〇 印

臨床研修未修了理由書

ふりがな 研修医の氏名		性別 男 女	生 年 月 日	昭和 平成	年	月	日
医籍登録番号	第	号	登録年月日	平成	年	月	日
未修了の臨床研修に係る 研修プログラムの名称							
臨床研修を行 った施設の名称	臨床研修病院						
	臨床研修協力施設						
研修期間	年 月 日～ 年 月 日						
※臨床研修を修了していないと認める理由：							

※については、適宜、研修内容やその評価が分かる資料（指導医による研修医の評価表など）など、研修を修了していないとする理由が分かる資料を添付すること。

上の者は、上記の理由により、研修プログラムを修了していないものと認められるので通知する。

平成 年 月 日

岩手県立胆沢病院 院長 ○○ ○○ 印

岩手県立胆沢病院研修管理委員会委員長 ○○ ○○ 印

<レポートフォーム各種>

C P C レポート

患者 I D	分野名	剖検	病院名	岩手県立胆沢病院
患者年齢	入院日		年	月
歳	退院日		年	月
性別	受持期間	自	年	月
		至	年	月

転帰： (剖検)

確定診断名 (主病名および副病名)

【主訴】

【既往歴】

【現病歴】

【入院時身体所見】

【主要な検査所見】

【主な画像所見】

【入院後経過】

【臨床上の疑問点・問題点】

【病理解剖所見】

【病理解剖診断】

【考察】

記載者：病院名	氏名	
病理医：病院名	氏名	印
指導医：病院名	氏名	印

CPC評価票

- a. 十分できる
b. できる
c. 要努力
? 評価不能

研修医氏名 _____

	自己評価	病理医評価
(1) 臨床指導医による評価項目		
1. 病理解剖の手続き、法的問題を説明できたか	[]	[]
2. 遺族から病理解剖承諾を得る態度は適切であったか	[]	[]
(2) 病理指導医による評価項目		
1. 剖検前に臨床経過と臨床的問題点を病理医に適切に説明できたか	[]	[]
2. 病理解剖室での態度は適切であったか	[]	[]
3. 病理医の述べる肉眼所見を適切に用紙に記入できたか	[]	[]
4. 肉眼所見における問題点を説明できたか (必要な切出し部位を説明できたか)	[]	[]
5. 肉眼所見に基づく暫定診断を説明できたか	[]	[]
6. 顕微鏡所見を説明できたか	[]	[]
7. 臨床経過と病理解剖結果の関連を説明できたか	[]	[]
8. 最終病理診断を説明できたか	[]	[]
(3) 臨床指導医、病理指導医両者による評価項目		
1. CPC の資料は適切なものを用意できたか	[]	[]
2. CPC における症例提示は適切であったか	[]	[]
3. CPC における討議で、積極的に意見を述べたか	[]	[]
4. CPC レポートの内容は適切であったか	[]	[]
1) 臨床経過のまとめ	[]	[]
2) 臨床上的問題点のまとめ	[]	[]
3) 病理所見のまとめ	[]	[]
4) CPC のまとめ	[]	[]
5) 臨床経過と病理所見を関連付けた症例のまとめと考察	[]	[]
5. その他の特記すべき事項		
総合評価	[]	[]

(病理指導医) 評価日 平成 年 月 日 氏名 _____

CPC評価票

- a. 十分できる
b. できる
c. 要努力
? 評価不能

研修医氏名 _____

	自己評価	指導医評価
(1) 臨床指導医による評価項目		
1. 病理解剖の手続き、法的問題を説明できたか	[]	[]
2. 遺族から病理解剖承諾を得る態度は適切であったか	[]	[]
(2) 病理指導医による評価項目		
1. 剖検前に臨床経過と臨床的問題点を病理医に適切に説明できたか	[]	[]
2. 病理解剖室での態度は適切であったか	[]	[]
3. 病理医の述べる肉眼所見を適切に用紙に記入できたか	[]	[]
4. 肉眼所見における問題点を説明できたか (必要な切出し部位を説明できたか)	[]	[]
5. 肉眼所見に基づく暫定診断を説明できたか	[]	[]
6. 顕微鏡所見を説明できたか	[]	[]
7. 臨床経過と病理解剖結果の関連を説明できたか	[]	[]
8. 最終病理診断を説明できたか	[]	[]
(3) 臨床指導医、病理指導医両者による評価項目		
1. CPC の資料は適切なものを用意できたか	[]	[]
2. CPC における症例提示は適切であったか	[]	[]
3. CPC における討議で、積極的に意見を述べたか	[]	[]
4. CPC レポートの内容は適切であったか	[]	[]
1) 臨床経過のまとめ	[]	[]
2) 臨床上的問題点のまとめ	[]	[]
3) 病理所見のまとめ	[]	[]
4) CPC のまとめ	[]	[]
5) 臨床経過と病理所見を関連付けた症例のまとめと考察	[]	[]
5. その他の特記すべき事項		
総合評価	[]	[]

(臨床指導医) 評価日 平成 年 月 日 氏名 _____

死亡診断書リスト

研修医名

I D	性別	年齢	死亡日時	直接死因	備 考

受講講習会参加記録

氏 名			No.	
番号	受講講習会の名称	開催日程	開催場所	備考
1		年 月 日 ～ 年 月 日		
2		年 月 日 ～ 年 月 日		
3		年 月 日 ～ 年 月 日		
4		年 月 日 ～ 年 月 日		
5		年 月 日 ～ 年 月 日		
6		年 月 日 ～ 年 月 日		
7		年 月 日 ～ 年 月 日		
8		年 月 日 ～ 年 月 日		
9		年 月 日 ～ 年 月 日		
10		年 月 日 ～ 年 月 日		

発表記録

1.口演発表

氏 名			No.		
番号	日 時	演 題 名	学会・研究会等の名称	発表者(主発表者に○)	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

<フォーム9-2>

発 表 記 録

2.誌上発表

氏 名		No.		
番号	題 名	誌名、巻(号):ページ、年	発 表 者(主発表者に○)	備 考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

<フォーム10>

学 会 等 参 加 記 録

氏 名		No.		
番号	学会および研究会等の名称	開 催 日 程	開催場所	備 考
1		年 月 日 ～ 年 月 日		
2		年 月 日 ～ 年 月 日		
3		年 月 日 ～ 年 月 日		
4		年 月 日 ～ 年 月 日		
5		年 月 日 ～ 年 月 日		
6		年 月 日 ～ 年 月 日		
7		年 月 日 ～ 年 月 日		
8		年 月 日 ～ 年 月 日		
9		年 月 日 ～ 年 月 日		
10		年 月 日 ～ 年 月 日		

＜初期臨床研修記録閲覧申込書＞

初期臨床研修記録閲覧申込書

○申込日 ： 年 月 日

○閲覧者氏名 ： _____

○研修記録氏名 ： _____

○閲覧の目的 ： _____

○閲覧項目

- _____
- _____
- _____

○複写の有無： 有 ・ 無

- _____
- _____
- _____

注意：原則として医局または研究室で閲覧してください。

<コメディカルによる研修医評価票>

様式8

コメディカルによる研修医評価票

提出日：令和 年 月 日

病棟又は部門：

記載者氏名：

対象研修医氏名：

院長	プログラム 責任者

I 勤務態度について（該当する数字を○で囲むこと）

十分

ほぼ十分

やや不足

不足

① マナー、挨拶、言葉遣い、服装、身だしなみ	4	3	2	1
② メディカルスタッフとの協調性	4	3	2	1
③ 処方、オーダー、指示の適正	4	3	2	1
④ カンファレンスへの積極的参加	4	3	2	1

II 良かったところ

III 今後の改善を期待するところ

IV ひと言アドバイスをお願いします